

札幌大学ハラスメントの防止等に関する規程

平成 19 年 11 月 26 日

制定

(目的)

第 1 条 この規程は、ハラスメントの発生を未然に防止し、進行中のハラスメントを速やかに差し止め、すでに行われたハラスメントを適切に解決するために必要な事項を定めることにより、札幌大学（以下「本学」という。）における全ての就学者（以下「学生」という。）及び全ての就労者（以下「職員」という。）が相互に個人として尊重され、学習、研究、教育及び職務遂行のための良好な環境が保障されることを目的とする。

(学生及び職員の責務)

第 2 条 学生及び職員は、ハラスメントのない良好な環境の維持に心がけなければならない。

(管理監督者の責務)

第 3 条 管理監督の地位にある者は、学生及び職員が快適に就学及び就労できるようにするため、ハラスメントの防止・差し止めに努めなければならない。

(定義)

第 4 条 この規程に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメントとは、相手の意に反する性的な言動によって、相手に不快感や精神的・肉体的苦痛若しくは困惑を与えるもの（セクシュアル・ハラスメント）、教育・研究の場における力関係を背景に、学習、研究、教育及び職務遂行に関する妨害、嫌がらせ又は不利益を与えるもの（アカデミック・ハラスメント）、上記以外に、人権を損なうおそれのある言動によって、相手に不利益を与えるもの（その他のハラスメント）をいう。
- (2) 申立人とは、ハラスメントの被害又は被害のおそれを申し立てる者をいう。
- (3) 苦情の申立とは、申立人がハラスメントの加害者とする者（以下「被申立人」という。）に対する処分等の措置及び就学・就労の環境の改善等を本学に対して求める手続き及びこれに関する相談をいう。
- (4) 調停とは、人権委員会が介入して当事者の話し合いにより和解を得るための手続きをいう。

2 前項 1 号にかかわる指針は、別に定める。

(適用範囲)

第 5 条 この規程は次に掲げる事由についてこれを適用する。

- (1) 学生が申し立てるハラスメント
- (2) 学生が被申立人となるハラスメント

(組織)

第6条 ハラスメントに関して必要な措置を講じるため、人権委員会及び人権コーディネーターを置く。

2 人権委員会及び人権コーディネーターに関する規程は、別に定める。

(苦情の申立)

第7条 苦情の申立は、人権コーディネーターに対してこれを行う。

2 人権コーディネーターへの連絡先は、学内及び本学ホームページに公示する。

3 苦情の申立は、面談、手紙、電話、ファックス又は電子メールのいずれでもこれを行うことができるものとする。

4 苦情の申立は、代理人を通じて、これを行うことができる。

5 学生からハラスメントに関する相談を受けた職員は、速やかに学生が人権コーディネーターに連絡することができるよう配慮しなければならない。

(処分等の措置)

第8条 学長は、人権委員会から被申立人である職員に対し処分相当である旨の報告を受けたときは、速やかに理事長に上申し処分を決定する。

2 学長は、人権委員会から被申立人である学生に対し処分相当である旨の報告を受けたときは、速やかに学生・入試委員会及び教育研究協議会の議を経て処分を決定する。

3 学長は、人権委員会から被申立人である学外者に対し処分相当である旨の報告を受けたときは、速やかに被申立人の所属機関に通報し、善処を要請する。

4 学長は、人権委員会から被申立人に対し不処分とする旨の報告を受けたときは、必要に応じて人権委員会に再審議を要請することができる。

(調停)

第9条 人権委員会は、当事者間における紛争の解決のために調停が適当と判断したときは、職権により調停案を当事者に提示して、和解を促すことができる。

2 調停は次の場合に終了する。

(1) 当事者の合意成立によって調停の書面が作成されたとき。

(2) 合意成立の見込みがないと人権委員会が判断したとき。

3 人権委員会は、調停が終了したときは、速やかにその経緯と結果を学長に報告しなければならない。

(不利益取扱い等の禁止)

第10条 学生及び職員は、苦情の申立及び当該苦情にかかわる調査の協力者に対し、そのことをもって就学及び就労上等の不利益な取扱い、又は嫌がらせや仕返しをしてはならない。

2 人権委員会は、学生又は職員が前項におけるハラスメントに起因した不利益な取扱い等の事実が認められるときは、この規程の定める苦情の申立の手続きに準じて、適切な措置を講じなければならない。

(措置に対する不服申立)

第 11 条 申立人又は被申立人は、当該事案に関する措置に不服がある場合、学長に書面でその旨を申し出ることができる。

2 学長は、前項の不服申立について再審議を要すると判断した場合は、人権委員会に対して適切な措置の検討を命じることができる。この場合において、不服申立人が職員であるときは、理事長と協議のうえ、対処するものとする。

(広報と啓発)

第 12 条 人権委員会は、学生及び職員に対し、ハラスメントの防止並びに差し止めに向けた広報・啓発活動を行う。

2 学生を対象とする広報・啓発活動に関する事務は、学務部学生課が担当する。

3 職員を対象とする広報・啓発活動に関する事務は、総務部総務人事課が担当する。

(守秘義務)

第 13 条 人権委員会の構成員、人権コーディネーター等、当該事案処理に関与した者は、当事者のプライバシーの保護に努めるとともに、当該事案処理に関して知り得た事柄を他に漏らしてはならない。

(所管)

第 14 条 この規程に関する事務の所管は、学務部学生課とする。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成 19 年 11 月 26 日から施行する。

(札幌大学セクシュアルハラスメントの防止等に関する規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、札幌大学セクシュアルハラスメントの防止等に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。